

## 「緊急事態宣言」延長に伴う西東京市公共施設の対応について（方針）

政府対策本部は、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に対し、新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言を令和3年5月31日まで延長するとともに、愛知県及び福岡県について、同月12日から緊急事態宣言の対象区域に加えることを同月7日に決定した。

上記宣言の延長による「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年5月7日）」に基づき、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

※令和3年5月11日までの対応は、同年4月24日付け対策本部決定の方針のとおり

### 記

#### 1 休館等の対応期間の延長

令和3年5月12日（水）から同月31日（月）までとする。

#### 2 休館等の対応をする市内公共施設（主な施設）

##### (1) 引き続き全日休館とする施設

ア 公民館・図書館（予約資料の貸出サービスのみ継続）

イ アスタ市民ホール

ウ 福祉会館・老人福祉センター・老人憩いの家

エ 児童館・児童センター（学童クラブ事業は実施）

※児童館 乳幼児（親子）来館 5月12日から「平日午前のみ」開設

オ 屋内スポーツ施設（スポーツセンターなど）

カ 郷土資料室

キ 公園施設（スケート広場・バーベキュー場・バラ園など）

##### (2) 夜間利用を制限する施設（収容人員 終日定員の50%以下とする。） 5月12日以降

ア 保谷こもれびホール（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）

イ コール田無（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）

ウ 市民交流施設（午後9時以降 休止）

エ 住吉会館「ルピナス」（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）

※調理室（東伏見コミュニティセンター・谷戸地区会館）における調理利用は、終日利用不可とする。

### (3) 引き続き一部業務を休止する施設（貸館業務等）

- ア 田無総合福祉センター（貸館業務のみ休止）
- イ 障害者総合支援センター「フレンドリー」（貸館業務のみ休止）
- ウ 保谷障害者福祉センター（貸館業務のみ休止）
- エ 西原総合教育施設（貸館業務、体育館利用のみ休止）
- オ 学校施設（校庭開放事業・団体利用 休止）

### (4) 5月12日以降 利用再開する施設

- ア 消費者センター分館（収容人員 定員の50%以下とする。）
  - ※調理実習室 終日不可
- イ 屋外スポーツ施設（向台運動場など）
- ウ 公園施設（ボール広場等、団体利用）
- エ ピッコロ広場（コール田無）
- オ 西原総合教育施設（グラウンド利用のみ）

※休館中の施設であっても、管理事務・相談事業等は実施する。

※その他施設利用に関する詳細は、各施設において周知する。

## 3 その他

- (1) 休館中の公共施設であっても、施設の利用予約は可能。ただし、緊急事態宣言が延長され、休館期間が延長となった際は、当該期間中の施設利用はできない。
- (2) 公共施設予約システムのロビー端末は、緊急事態宣言に伴う施設休館期間中も利用することができる（当該施設の定休日は、利用できない。）。
- (3) 上記期間中にロビー端末が使用できない施設
  - ア 障害者総合支援センター「フレンドリー」
  - イ ひばりが丘図書館
- (4) その他施設利用に係る詳細は、各施設において定めるものとする。
- (5) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。